

# 1 健康・福祉

この分野は、誰もが互いを尊重し合い、支え合う気持ちをつむぎ、そして、多様な主体が支え合う力を発揮していくことで、年代や障害の有無にかかわらず住み慣れた地域で健康に暮らし続けられることを目的とする。

第五期長期計画策定以降、医療と介護の一体的な改革がすすみ、また、障害者差別解消法や生活困窮者自立支援法などが施行され、さまざまな理由で生活に困難をかかえる人を支える制度に大きな変化が起きている。これらの法制度の変化や後期高齢者の増加を見据え、これまでの自発的かつ主体的な住民主体の地域福祉活動の取り組みをより一層推進し、多様な主体による福祉課題解決に取り組む。

とくに介護分野では、最後まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築が明記された。本市では、第五期長期計画の重点施策である「地域リハビリテーション」の理念に基づく「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」として、市民を含めたすべての関係者が一体となって推進する。そして、このような協働の仕組みを他の福祉課題の解決や、分野を超えた多様な社会問題の解決へとつなげてゆく。

## 基本施策1 支え合いの気持ちをつむぐ

団塊の世代が後期高齢者となる平成 37（2025）年に向け様々な問題が顕在化する中、地域包括ケアシステムの考え方が法律に明記され、また介護保険制度の大幅な改正がなされるなど、社会情勢の変化とともに、福祉施策を巡る状況も目まぐるしい変革の時期を迎えている。これらの変化に対応するためには、誰もが地域を支える担い手となり得るという意識を持ち、また、それを実現可能とするための仕組みづくりを行うことが必要である。

### (1)地域包括ケアシステム(まちぐるみの支え合いの仕組みづくり)の推進

重度の要介護状態になっても地域で暮らし続けられることなどを目標として、「地域包括ケアシステム」が医療介護総合確保推進法に新たに明記された。本市では、この「地域包括ケアシステム」を第五期長期計画の重点施策である「地域リハビリテーション」の理念に基づく「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」として、市民を含めたすべての関係者が一体となって推進していく。

### (2) 市民が主体となる地域福祉活動の推進

介護保険制度の大幅な改正により、要支援の方へのサービスのうち訪問介護・通所介護が市町村による新しい総合事業に移行されることから、多様な主体によるサービス提供や、地域での支え合いの重要性はますます高まるが見込まれる。年齢や障害の有無にかかわらず、ボランティア学習や福祉学習、また、地域のイベントへの参加等を通じたボランティア活動への参加のきっかけづくりや、誰もが地域を支える担い手となる仕組みづくりを推進する。さらに、地域住民の主体的な参加を軸としたテンミリオンハウス事業やレモンキャブ事業等、地域における共助の仕組みである既存事業を推進・充実するとともに、市民が主体となる活動に対する支援を充実する。テンミリオンハウスについては、空白地域における設置を検討する。

### (3)心のバリアフリー事業の推進

いかなる状況や状態にあっても、一人ひとりがその多様性を認められ、個人として尊重されるべきである。本市ではこれまでも各種講習会や啓発事業等の心のバリアフリー事業を行ってきたが、平成 28 年に「障害者差別解消法」が施行されることに伴い、より一層教育機関や企業等とも連携し、心のバリアフリー事業を推進する。

## 基本施策2 誰もが地域で安心して暮らしてつづけられる仕組みづくりの推進

すべての市民が生涯を通じて住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、保健・医療・介護・福祉等様々な分野における人や組織が連携し、体系的、継続的な支援を行うための仕組みづくりを推進する。

### (1)在宅生活を継続するための目標の共有化

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるような仕組みづくりを進めるためには、在宅生活の継続に向けて、症状の重度化予防や介護者が安心して介護できる環境づくりなど、行政職員や地域の専門職のみならず、市民を含めたすべての関係者が目標と情報を共有することが必要である。そのため、ケースごとに地域住民を含め様々な関係者が参加し、日常生活圏域レベル、市町村レベル等段階毎に重層的に設置する地域ケア会議を活用するなどして、多職種連携強化や情報共有などの取り組みを推進する。

### (2)生活支援サービスの充実

在宅生活の継続に向け、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の訪問系サービスを充実させるとともに、24時間365日の相談等、相談支援体制の強化、見守り体制の充実や、地域による支援体制づくりを進めていく。また、ひとり暮らし高齢者の増加に対し、孤立による生活空間の縮小や、消費者被害、認知症の進行等の異変を早期に察知し、防止に向けて必要な支援を行えるよう、地域の住民や関係機関による見守りのネットワークを強化する。

また、家族の介護負担を軽減するため、支援の体制を充実させるとともに、体系化を図る。

障害者の地域生活を支援する基幹相談支援センター、地域活動支援センター、指定特定相談支援事業所の連携を強化し、地域の中核となる地域活動支援センターの機能を充実させ、障害ケアマネジメントの質の向上と利用の促進を図る。

### (3)保健・医療・介護・福祉の連携の推進

在宅で療養生活を継続するためには、保健・医療・介護・福祉に関係する多職種が連携した発症から終末期までの切れ目ない支援が必要である。そのため、武蔵野市医師会と市が共同設置する「武蔵野市在宅医療介護連携支援室」を核として、市が従来から取り組んできた「脳卒中地域連携パス」や「もの忘れ相談シート」等を活用した連携をさらに推進する。また、ICTの活用によるリアルタイムな情報とケア方針の共有化による医療介護連携の仕組みづくりを行う。

### (4)医療の機能分化への対応

高齢化の進展等に伴い、今後は医療ニーズの高い高齢者の増加が予想される。限りある医療資源を対象者の状態等に合わせ、的確かつ効率的に提供できる体制を確保するため、初期・二次・三次救急等医療機関の機能分化を推進する必要がある。他の自治体との連携等の検討を行いつつ、医療体制の機能分化について、かかりつけ医の重要性とともに、市民への理解と協力を求める。

### (5)生活困窮者への支援

生活困窮に係る総合相談事業をさらに充実させるとともに、事業の周知や関係機関との連携に重点を置き、支援が必要な人を早期に発見・支援する仕組みづくりと、個々の状況に応じて継続的に関わっていく伴走型の支援の充実を引き続き推進する。

また、既存の様々な社会資源を活用し、一人ひとりの状況に応じた多様な支援を行うとともに、地域における新たな支援団体を育成していくことも検討していく。

### (6)認知症施策の推進

認知症コーディネーターリーダー（認知症地域支援推進員）を地域包括支援センターに配置し、認知症疾患医療センターなどの医療機関との連携により、認知症の早期発見やアウトリーチ型の対応に努める。また、認

知症が疑われた場合の相談や支援の流れを市民にわかりやすく示すとともに、今後ますます独居の認知症高齢者が増えていくことも勘案しながら、見守り施策の充実や、市民への認知症理解の普及啓発を進め、若年、高齢にかかわらず、認知症の人の地域での生活を支援していく。

#### (7)権利を守る取り組みの推進

判断能力が低下した市民の生活や財産等を守るため、権利擁護事業・成年後見制度の周知を図るとともに、関係機関、団体との連携を一層深めていくことにより、まちぐるみで支える体制を整備していく。また、地域が一体となってあらゆる虐待の防止に努める必要があるため、虐待防止連絡会等を活用し、関係機関の連携強化や市民に対する虐待問題に関する知識の普及啓発を図る。

障害者差別解消法の施行に伴い、市民一人ひとりが「必要かつ合理的な配慮」について考え、実践していくために、地域自立支援協議会などと協働して、積極的な普及啓発活動を推進する。

#### (8)災害時における緊急対応

災害対策基本法の改正に基づき、各関係機関等と地域福祉活動団体との連携の下、災害時における高齢者や障害者の安否確認や避難支援体制を強化していくとともに、発災後の生活継続支援体制を確立していく。また、災害対策を契機に、地域福祉活動の活性化を図る。

### 基本施策3 誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進

メンタル面に関わる疾患の増加や、新たな感染症の流行など様々な課題が発生する中、それらの発生を未然に防ぐための対策を行う。誰もがいつまでも心身共に健康な生活を送れるよう、生涯を通じた健康づくりを進める。

#### (1)健康寿命の延伸に向けた施策

健康寿命の延伸のため、年代に応じ、生涯を通じた健康づくりと、疾病の早期発見・早期治療の観点からがんの予防や生活習慣病の重症化予防に効果的な事業を実施するとともに、心身ともに健康な生活を送れるよう、「食」を通じた事業を推進する。

特に、高齢者が主体的に健康づくりや介護予防に参加できる仕組みについては、既存事業の整理体系化も含めて「新しい総合事業」の中で地域の力を活かしつつ、推進していく。

#### (2)こころの健康づくり

生活課題の複雑化などにより、メンタル面に関わる疾患の発症が増加している。早期発見と早期対応がこころの健康の回復、ひいては、自殺の予防にもつながる。こころの健康に対する市民の意識向上や知識普及に取り組む。また、メンタル面に関わる疾患が複合的要因によるものであることを踏まえ、関係機関との連携強化等を図り、相談体制を充実する。

#### (3)感染症発生への対策

新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、発生に備え関係部署と連携して必要なマニュアル等の整備を進めるほか、その他の危険性の高い感染症発生時においても市民の生命及び健康を守るための対策強化に努める。

### 基本施策4 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり

年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが社会の中での自己の役割に自信と誇りをもち、生きがいをもって充実した日々を送れるよう、地域における活動の場を確保するための取組を行っていく。

#### (1)高齢者・障害者の活動支援の促進

高齢者にとっては、社会参加が最大の介護予防や健康寿命の延伸につながるという考えのもと、高齢者が社

会における「役割」を見だし、仲間づくりや地域活動などに参加しやすい仕組みを作っていく。そのため、高齢者の社会参加・社会貢献活動への参加の意欲を高めるとともに、地域による支え合いの仕組みを推進するため、「地域支え合いポイント(仮称)」の創設を検討する等、多様な取組を支援する。また、障害者や引きこもりの人が、社会の一員であることを自覚でき、孤立したり疎外感を感じたりすることなく暮らしていける環境づくりが重要である。さらに、高齢者だけでなく障害者も、社会参加や文化・芸術、スポーツを通じて自己実現を図れる仕組みづくりを推進する。

#### (2)高齢者・障害者の雇用・就労支援

高齢者・障害者にとっても、就労は経済的に自立する手段であるとともに、生きがいとなりうる活動でもある。就労にあたって、一人ひとりの実情に配慮した支援を行うとともに、企業や事業者に対する働きかけや支援も必要である。介護保険制度改正による生活援助サービスのニーズの増大や、これまでも行ってきた生活の中での「ちょっとした困りごと」への対応など、シルバー人材センターの事業拡充に向けた支援を行っていく。また、高齢者のさらなる雇用促進に向け、シルバー人材センターの一般労働者派遣事業への参入についても検討を促す。

さらに、平成 30 年の改正障害者雇用促進法施行に向けて、障害者就労支援センターを中心とするネットワークを活用し、事業者に対する周知と就労支援を実施していく。

#### (3)介護・看護人材の確保

深刻化する介護・看護の人材不足に対応するため、関係団体と連携し、介護職や看護職等を対象とした研修の充実を図るとともに、介護・看護職員が自らの仕事にさらなる意欲を持って働き続けられる仕組みづくりを推進する。資格と経験を有する潜在的な有資格者の再就労支援や、広域連携を視野に入れた潜在人材の確保についても検討する。また、先進的な知識や技術を共有化することにより、介護・看護現場の活性化や質の向上を図る。

#### (4)地域資源とニーズのマッチング

介護保険サービスを補完する生活支援サービスの充実のためには、地域の高齢者等が担い手として活躍できることがより重要となってくる。地域のニーズを掘り起こし、既存の地域資源や人材とのマッチングやネットワークづくりの中心的な役割を担う「生活支援コーディネーター」を地域包括支援センターに配置するとともに、生活支援サービスの体制整備を検討する。

### 基本施策 5 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備

既存のサービスの在り方を検証し、基盤整備のための財源の確保に努めるとともに、ニーズを把握した上で、民間の活用も含め、計画的な整備を行っていく。

#### (1)福祉サービスの再編

障害者の高齢化、重度化・重複化やその介護者の高齢化により、居住系サービス基盤(グループホーム等)などのさらなる整備が求められることに加え、重度の障害があっても住み慣れた地域での生活を継続していくためには、市内における入所施設の整備も必要である。また、障害者総合支援法の法内サービスの充実などにより、引き続き扶助費の増加が見込まれる。そのため、既存のサービスを検証し、再編を行うことによって、財源の配置を基盤整備にシフトさせていく。また、福祉サービス事業所の第三者評価受審の勧奨等を行うことで、引き続き施設サービスの質の向上を図っていく。(公財)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会は、自助・共助・公助による“まちぐるみの支え合い”を推進していくため、それぞれの役割の明確化を行った上で統合を目指す。

#### (2)くぬぎ園の跡地利用

医療ニーズの高い障害者に対応可能な施設の整備等が課題である。くぬぎ園の跡地の活用については、医療系サービスを核とした高齢者と障害者を一体的にケアできるような多機能複合型施設の設置等を視野に入れ、土地の所有者である東京都と継続的に協議を進めていく。

### **(3) 特別養護老人ホームの市内整備**

後期高齢者の増加に伴い、今後も中・重度の要介護高齢者の増大が見込まれるため、介護予防拠点も含めた地域包括ケア推進機能を併設した特別養護老人ホームを市内に誘致する。

### **(4) 市有地活用などによる福祉インフラ整備事業の検討**

福祉サービスの基盤整備を計画的に行っていくため、東京都の福祉インフラ整備事業やPPPの手法等を参考に、未利用の市有地を活用するなど、中長期的な展望に立った本市独自の福祉インフラ整備事業を検討する。